

平成30年9月14日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫 様

長久手市長 吉田 平



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について

平成30年8月23日付けで依頼のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

要 請 事 項		回 答
【1】 県民の要望である市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障について		
★(1)介護保険料・利用料について		
①	介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考えます。このため、既存の制度で実施します。
②	介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考えます。このため、既存の制度で実施します。
★(2)介護保険利用の際の手続き		
①	介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。	介護保険利用の相談窓口の担当課内に保健師などの専門知識を持った職員を配置しており、適宜対応しています。
(3) 基盤整備について		
★(1)	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	第7期介護保険事業計画に基づき、平成31年度中に看護小規模多機能型居宅介護事業所を1事業所整備する予定です。
(2)	特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。	要介護1・2の入所希望者が「特例入所」に該当するかどうかの判断は各施設が行います。また市から施設に対して、「特例入所」に該当するか判断することなく、要介護1・2の方の入所申込を拒否しないように指導しています。
★(4) 総合事業について		

要 請 事 項		回 答
①	総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。	本市の総合事業では、当面の間、要支援認定者の方が受けることができた訪問介護、通所介護と同様のサービスを設定しています。今後、市民等多様な主体によるサービスを創出していき、利用者の希望や状態像をふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。
②	一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。	市民等多様な主体によるサービスを創出していき、利用者の希望や状態像をふまえ最適なサービスが提供できるような枠組みを検討しています。事業費としては地域支援事業の上限内での運用を行っていきます。
(5) 高齢者福祉施策の充実について		
①	サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。	本市の総合事業において、地域のサロン等に運動講師を無料で派遣する事業を始め、高齢者の集まる場への支援を行っています。また、認知症カフェ等、地域で認知症の方や家族を見守る取組も推進していきます。
②	住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修費及び福祉用具購入費については、H26.1.4から受領委任払制度を実施しています。また、高額介護サービス費について、受領委任払の対象者は介護保険施設に入所している人に限られますが、本市は施設サービス利用者の割合が低く、サービス利用者も限定的になるため、現状では実施の必要はないと考えています。
★(6) 障害者控除の認定について		
①	介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	身体障害者、知的障害者に準ずる方を対象としておりますので、日常生活自立度が一定基準を下まわる場合に対象とする既存の制度で実施します。
②	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	平成26年度より、障害の程度が認定できる方に対し、申請書の提出を省略し、認定書を個別送付しています。
2. 国保の改善について		
★ ①	保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	今年度から、低所得世帯を対象とする独自の減免制度を新設しました。

要 請 事 項		回 答
★ ②	18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	18歳未満の子どもについても、保険給付を受けているため、被保険者ごとに係る均等割の対象としています。減免については、保険税率の見直しに併せ検討していきます。
★ ③	資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	資格証明書の交付はしていません。分納履行中の世帯には、正規の被保険者証を交付しています。
★ ④	保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください	保険税を払えきれない加入者の実態については納税相談を通して把握し、個別に対応します。
⑤	一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	一部負担金の減免基準については、生活保護基準の1.3倍以下で実施しています。制度の周知については、加入時の窓口にて「国保のしおり」などを活用して周知に努めていきます。
⑥	高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。	高額療養費の支給対象世帯には、お知らせ及び申請書を送付しています。
3. 税の徴収、滞納問題への対応など		
税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。		差し押禁止財産を差し押さえることはありません。納税困難な場合は、早めの納付相談をお願いします。また、住民の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づいて対応しています。
4. 生活保護について		
★ ①	生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護制度を丁寧に説明した上で、相談者の立場に立って状況を聞き取る等、生活保護法に従い適切に対応しています。また、必要な調査の上、生活保護が必要な人には、早急に支給できるよう努めています。
★ ②	ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。	基準に則り配置しており、研修にも参加しています。また、有資格者である就労支援相談員を配置し、専門的に支援しています。

要 請 事 項		回 答
★ ③	行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。	返還決定にあたっては、十分な説明をし、配慮しながら進めています。
④	生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。	国基準に基づき実施しています。
⑤	外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。	現状整備ができていませんが、近隣市町と調整し検討していきたいと考えています。
5. 福祉医療制度について		
★ ①	福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	本市では、子ども医療、精神障害者医療については県制度から市単独で拡充を行っており、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。
★ ②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	本市としては、15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っており、当面はこれを継続する予定です。また、対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。
★ ③	精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	本市では県制度から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、一般の病気にも助成を実施しています。また、自立支援医療(精神通院)対象者は、その精神通院に限り、市制度で自己負担分を助成対象としています。
④	難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。	市役所担当部署及び包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等関係機関と連携し、必要な手続きを進めています。
6. 子育て支援などについて		
(1)	「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。	子どもの貧困対策に特化した計画の策定は予定していませんが、次期総合計画や長久手市子ども・子育て支援事業計画の改定作業の過程において、子どもの貧困対策という視点での政策形成や施策の展開について検討したいと考えます。

要 請 事 項		回 答
①	愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。	現段階で、子どもの貧困のみを目的とした独自調査は予定していませんが、長久手市子ども・子育て支援事業計画の改定作業の過程において、子どもの貧困対策を含む、子育て全般に関する調査を実施したいと考えます。
②	ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。	現在、ひとり親家庭については、「母子父子寡婦福祉資金」、「ひとり親家庭自立支援給付金」、「ひとり親家庭日常生活支援事業」等の制度があります。
★ ③	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。	認定基準の一つとして、生活扶助基準を用いていますが、これまでこの基準により却下された世帯はありません。また、年度途中での申請については、年度中に2回チラシを配布する等、周知に心がけています。なお、支給内容については、平成28年度から新入学児童生徒学用品費と宿泊を伴う校外活動費の増額を行っています。新入学児童生徒学用品費については、平成30年度から入学前支給を実施しています。
④	教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	生活に困窮している家庭の子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけるために必要な支援として、生活保護世帯、生活困窮世帯、就学援助費受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の子どもを対象とした学習支援事業を、平成28年度から実施しています。
★ (2)	小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。	給食に係る食材費は、保護者が負担する給食費に、1食あたり21円を上乗せして市が負担しています。 未納者については、学校で就学援助制度のお知らせ等を行っています。
(3)	保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人件費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。	1歳児保育について、公立保育園では保育士1人に対して児童4人を配置するなど、国の配置基準を上回る人員配置を行い、保育の質の確保を図っています。 なお、障がい加配対応の保育士を設置した場合など、市独自の人件費補助も実施しております。
7. 障害者・児施策の拡充について		

要 請 事 項		回 答
★ ①	障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。	グループホームの創設については重点施策に位置づけており、整備に向け適宜事業所へ情報提供を行い支援しています。
②	移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。	原則利用できないこととしておりますが、主たる介護者が病気、もしくはひとり親家庭など、やむを得ない事情がある方については利用を認める場合もあります。
③	診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。	国の基準に基づき実施しています。
④	障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。	障害者・児の福祉サービスの利用料については国の基準に基づき実施しています。小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒に対して、給食費等の助成を行っています。
★ ⑤	40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。	障害者総合支援法第7条に基づき、介護保険のサービスが原則優先となりますが、必要に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。また、介護保険の利用申請を行わないことを理由に障害福祉サービスを打ち切った事例はありません。新高額障害福祉サービス給付費については、ケアマネージャーを通じての周知に努めています。
⑥	障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。	国の基準に基づき実施しています。
⑦	障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。	国の基準に基づき実施しています。
8. 予防接種について		
★ ①	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。	国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。

要 請 事 項		回 答
②	高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	平成26年10月1日以降、定期接種対象以外の希望者(ただし、65歳以上、過去に接種していない)にも定期予防接種と同額の自己負担額で受けられるよう、助成事業を実施しています。任意接種助成は平成30年度までとし、2回目の接種助成は行いません。
9. 健診・検診について		
★ ①	産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。	平成28年4月から産婦健診費用の一部助成事業を1回実施しています。
②	妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は妊娠中から産後1年未満の期間に1回無料で実施しています。
③	保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科保健事業において歯科衛生士の役割は重要だと考えますが、常勤職員としての配置につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。
【2】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。		
1. 国に対する意見書・要望書		
①	75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。	医療費の負担については、応能負担、応益負担のバランスを考慮して政府が検討を進めているものと認識しています。本市では、当面は現在の本市の福祉医療制度を継続することにより、対象となる受給者の負担増を軽減していきます。
②	国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。	今年度は保険税の激変緩和措置として国費が投入されていますが、引き続き公費負担のあり方について県を通して意見を出していきます。
③	マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	要望書を提出する考えはありません。

要 請 事 項		回 答
④	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。	H29.6月開催の第87回全国市長会議で、重点提言として挙げた項目の1つに「介護保険制度に関する重点提言」があります。この中で国費負担の引き上げや軽度者へのサービス見直しを慎重に進めること、介護従事者の処遇改善等を要望しています。
⑤	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。	本市では、子ども医療は県制度を15歳年度末まで拡充して助成しています。制度創設への要望は、市長会を通じて行っています。
⑥	障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。	ながふく障がい者プランに基づき、実施事業者と協力して取り組んでいきたいと考えていますので、国へ要望書を提出する予定はありません。
2. 愛知県に対する意見書・要望書		
(1) 福祉医療制度について		
①	子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	本市では、子ども医療は15歳年度末まで助成しています。現在のところ、県に対して18歳年度末までの拡充の要望書を提出する考えはありません。
②	精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	本市では自立支援医療(精神通院)対象者については、精神通院に限り自己負担分の助成の制度を設けています。精神保健福祉手帳1、2級の者には、本市は一般の病気も助成対象としています。現在のところ、要望書を提出する考えはありません。
③	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	本市では、県制度から市単独で拡充を行っており、自立支援(精神通院)の対象者の精神通院の自己負担額の助成、精神保健福祉手帳1、2級の方の一般の病気の自己負担額の助成、精神入院にかかる自己負担額を助成しています。現在のところ、要望書を提出する考えはありません。
(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。		県から保険給付費交付金として市町村国民健康保険の保険給付等に必要な財源が交付されることになっています。